

入札心得書

(趣旨)

第1条 この心得は、工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の買入れその他の契約の締結について、豊橋市（以下「市」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものです。

(指名の取消し)

第2条 入札参加者は、次の各号の一に該当する者となった場合は、直ちに届出なければいけません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

2 前項各号に該当した者に対して行った入札参加者の指名は、特別の理由がある場合のほか、これを取り消します。

第3条 入札参加者が、入札参加停止の措置を受けたときは、当該指名を取り消すものとします。

第4条 入札参加者の経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、当該指名を取り消すことがあります。

(入札保証金)

第5条 入札参加者は、見積る契約金額の100分の2（インターネット市有財産売払い入札にあっては、予定価格の10分の1）以上の入札保証金を納付しなければいけません。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部の納付を不要とします。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札公告又は指名競争入札通知書において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札の基本的事項)

第6条 入札参加者は、市から指示された設計書、仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札してください。

2 設計図書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができません。

3 第1項の入札は、総価により行ってください。ただし、単価によるべきことを指示した場合においては、その指示したところによります。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってははいけません。

(入札の方法)

第8条 入札参加者は、指定した日時及び場所に出席してください（電子入札案件の場合を除く。）。

2 入札参加者は、豊橋市契約規則施行要綱様式第10による入札書に必要な事項を記載し、指示された場所に提出してください（電子入札案件の場合を除く。）。

(入札の辞退)

第9条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申し出てください。

- (1) 入札執行前には、指名通知後なるべく早い時期に入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送して行ってください。
- (2) 入札執行中には、その旨を明記した入札書を、入札を執行する者に提出して行ってください。
- (3) 電子入札案件には、入札締切日時までに、辞退届の送信を行ってください。

3 前項の方法により入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(入札書の書替え等の禁止)

第10条 入札参加者は、その提出した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることができません。

(入札又は開札の中止)

第11条 天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札又は開札の執行を中止することがあります。

(開札)

第12条 開札は、入札の場所又はあらかじめ指定した場所において、入札参加者を立ち合わせて行います。

2 前項の場合において、入札参加者が立ち合わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行います。

(入札の無効)

第13条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に到着しない入札
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 記名のない入札
- (8) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (9) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (10) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

(落札者の決定)

第14条 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、あらかじめ最低制限価格又は調査基準価格を設けたときは次の各号によることとします。

- (1) 最低制限価格を設けたときは、最低制限価格を下回った入札は失格とし、予定価格の制限内で最低制限価格以上の入札者のうち最低価格の入札者を落札者とします。
- (2) 調査基準価格を設けたときは、調査基準価格を下回る入札が行われた場合に落札者の決定を保留し、直ちに低入札者を契約の相手方とすることの適否を調査します。その結果、契約の履行確保を認めた場合は、当該低入札者を落札者とします。

2 前項の場合において、入札に関し不正が行われた疑いがあると認められるときその他必要があると認められるときは、落札者の決定を保留することがあります。

(再度入札)

第15条 開札の結果、前条第1項の規定により落札者とするべき入札者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることができます。

2 無効又は失格とされた入札をした者は、再度入札に参加することはできません。

(くじによる落札者の決定)

第16条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定します。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとします。

(落札の通知)

第17条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合は、その名称)及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせます。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときには、その者に落札者となった旨を通知します。

(契約書の提出)

第18条 落札者は、落札となった旨の通知を受けたときは、遅滞なく契約書(契約書を省略する場合にあっては、請書)に記名押印(落札者本人の印に限る。ただし、請書にあっては、押印を要しません。)のうえ、提出してください。

2 落札者が遅滞なく契約書等を提出しないときは、落札はその効力を失うことがあります。

(契約の確定)

第19条 契約書を作成する契約にあっては、当該契約は、市長が落札者とともに契約書に記名押印(落札者の印は落札者本人の印に限る。)したときに確定します。

(議会の議決を経なければならない契約)

第20条 工事又は製造の請負で議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年豊橋市条例第17号)の定めるところにより議会の議決に付すべきものについては、豊橋市議会の議決があった後において、契約を確定します。

(準用)

第21条 この心得の規定は、随意契約(見積合わせ)に参加する者が守らなければならない事項について準用します。

附 則

この心得は、令和6年7月1日から施行します。